



# 2021年度 環境経営レポート

活動期間:2021年9月1日～2022年8月31日

## 関東化学株式会社

作成日 2022年 9月26日

1	<u>代表取締役社長あいさつ</u>	3
2	<u>環境経営方針</u>	4
3	<u>組織の概要</u>	5
4	<u>実施体制</u>	7
5	<u>経営経営目標・経営経営計画及び実績</u>	9
	5-1. 単年及び中期目標(3~4年)	9
	5-2. 数値目標及び実績	
	<u>環境経営計画取組結果とその評価・次年度の取組</u>	10
6	<u>当社の取組</u>	11
	① 節電・節水対策 ②再資源化対策 ③非常時における訓練 ④ グリーン購入の推進 ⑤ 掲示による周知・啓発	
7	<u>環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果</u>	
	<u>並びに違反、訴訟等の有無</u>	14
8	<u>代表者による全体評価と見直しの結果</u>	18

# 1 代表取締役社長あいさつ

エコアクション21を取り組み始めて、9年が経過しました。

本年は、目標を達成出来なかった項目等が多くございましたが、あきらめずにどうすれば目標を達成できるかを考え・実行すると言う事が、実行されているのを感じた1年間でした。

今季の決算を迎えて、従業員の努力により達成できたものや、達成は出来なかったものの、これから先に向けて新たな考えを実行する事ができそうな物など、いろいろな創意工夫が出来た1年だと思っております。

次年度に向けてまた新たな環境経営のありかたをしっかりと見据えて行きたいと思います。

令和 4年 9月

関東化学株式会社  
代表取締役 島田 廣行



## 2 環境経営方針

### 基本理念

産業廃棄物処理業を営むうえで、地球環境の保全は避けて通れない課題のひとつです。関東化学株式会社は創業以来、「汚れなき国土を未来へ！」を基本理念に掲げ、数々の環境問題に対して積極的に取り組んでまいりました。今後も継続して邁進してまいります。又、当社は環境経営を進める事により、環境に優しい社会の実現に貢献します。すなわち「資源再生・リサイクル」を拡大・充実することにより、国の推進する循環型社会の実現、地球環境保全に貢献します。

### 行動指針

当社は上に掲げた基本理念に基づき、事業活動における環境への影響を社員全員が理解し以下の項目につき積極的に取り組みます。

1. 国・地方自治体などの環境に関連する規制及び当社が同意したその他の要求事項を遵守しながら、自主管理基準を設定して、継続的に環境経営計画の策定を行う。
2. 省資源・省エネルギーを推進するために、下記の削減を環境経営目標と致します。
  - ① 燃料(軽油、ガソリン、灯油、LPG など)使用によるCO<sub>2</sub>使用量の削減
  - ② 電気使用量の削減
  - ③ 総排水量の削減
  - ④ 廃棄物排出量の削減
  - ⑤ 焼却炉の二酸化炭素排出量の削減
3. 資材等の購入において、積極的にグリーン購入を推進することにより広く環境保全活動に寄与します。合わせて、社内で使用するオフィス用品のグリーン購入の推進に努めます。
4. 受託した産業廃棄物の再資源化(リサイクル)を推進し、最終処分量の削減に取り組めます。
5. 環境経営方針は、すべての従業員に周知し又、すべての項目は継続的に見直し、常に改善を行う様に取り組み、環境経営計画・環境経営目標に反映してまいります。

平成25年 3月 1日制定

令和 3年10月 1日改訂

関東化学株式会社

代表取締役 島田 廣行

### 3 組織の概要

社 名 関 東 化 学 株 式 会 社 代 表 取 締 役 島 田 廣 行  
 所 在 地 〒190-1221 東 京 都 西 多 摩 郡 瑞 穂 町 箱 根 ケ 崎 字 松 原 1623 番 地  
 環 境 管 理 環 境 管 理 責 任 者 島 田 廣 行  
 事 務 局 大 島 希  
 TEL 042-557-5408 ・ FAX 042-557-5476  
 URL info@kantoukagaku.com

**対象環境活動の範囲・認証・登録**

対象範囲： 本社工場 上記所在地に同じ

認証・登録対象活動： 貴金属精錬業、産業廃棄物収集運搬及び処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業  
 事業の規模 (処理実績:2021年度)

処理方法等	廃棄物等種類	処分方法等	処理量(t)
収集運搬	廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック・廃油 特別管理産業廃棄物(医療廃棄物)等	分別してそれぞれの処分課程へ	627
中間処理	廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック	廃液:中和濃縮・廃プラスチック:焼却	564
中間処理委託	その他廃棄物、一廃等を含む	中間処理業者へ委託	128
収集後処分委託	廃油/医療廃棄物等	処理業者へ委託	14/45
中間処 理後	最終処分	廃液処理後のポリ容器等	6
	再資源化等	廃酸・廃アルカリ・精錬後の廃プラスチック 道路路盤材・コンクリート用砂等	88

**工場見取図**

倉庫	精錬場	貯留タンク	2号炉	事務所	1F 屋根		
医療保管 庫		廃液処理場	焼却炉 ゴンドラ		階段	応接室	書類 倉庫
トイレ	フィルム保管	出入り口	1号炉	社長室		更衣室	
2F 階段				フィルム分別場		1 階	

工場:延床面積 474m<sup>2</sup>

業 種 貴金属精錬業・産業廃棄物処理業・特別管理産業廃棄物収集運搬業  
 創 業 昭和39年1月  
 設 立 昭和50年8月  
 資 本 金 1,100万円  
 売 上 高 3.5億円(2021年度)  
 従 業 員 数 20名  
 沿 革 昭和50年10月 東京都公害防止工場の認定  
 平成20年12月 プライバシーマーク認定

許可の内容

許可者	許可番号	許可年月日	有効年月日	事業の区分	許可品目			
					積替え保管(有・無)	廃酸	廃アルカリ	廃プラ
東京都	第 1320002307 号	R 1.08.07	R 6.08.06	処分業	○	○	○	
東京都	第 1300002307 号	R 1.08.07	R 6.08.06	収集運搬業(無)	○	○	○	○
埼玉県	第 1102002307 号	H 30.03.07	R 5.03.07	収集運搬業(無)	○	○	○	○
神奈川県	第 1403002307 号	H 30.04.25	R 5.03.07	収集運搬業(無)	○	○	○	○
茨城県	第 0801002307 号	R 3.09.08	R 8.08.31	収集運搬業(無)	○	○	○	○
千葉県	第 1200002307 号	H 30.04.12	R 5.04.11	収集運搬業(無)	○	○	○	○
群馬県	第 1000002307 号	H 31.03.08	R 6.03.07	収集運搬業(無)	○	○	○	○
長野県	第 2009002307 号	R 4.06.23	R 9.06.22	収集運搬業(無)	○	○	○	
山梨県	第 1900002307 号	H 30.04.01	R 5.03.31	収集運搬業(無)	○	○	○	
栃木県	第 0900002307 号	R 1.06.16	R 6.06.15	収集運搬業(無)	○	○	○	
福島県	第 0707002307 号	R 2.05.07	R 7.04.30	収集運搬業(無)	○	○	○	
愛知県	第 2300002307 号	R 2.01.05	R 6.11.29	収集運搬業(無)	○	○	○	
静岡県	第 2201002307 号	H 30.12.09	R 5.12.08	収集運搬業(無)	○	○	○	
三重県	第 2400002307 号	R 2.08.21	R 7.08.20	収集運搬業(無)	○	○	○	
岐阜県	第 2100002307 号	R 1.12.08	R 6.12.07	収集運搬業(無)	○	○	○	

### 特別管理産業廃棄物の許可内容

許可者	許可番号	許可年月日	有効年月日	事業の区分	許可品目			
					積替え保管(有・無)	強酸	強アルカリ	感染性 廃棄物
東京都	第 1360002307 号	R 1.09.02	R 6.09.01	収集運搬業(有)	○	○	○	○
神奈川県	第 1453002307 号	R 1.09.16	R 6.09.15	収集運搬業(無)	○	○	○	○
埼玉県	第 1152002307 号	R 1.09.30	R 6.09.08	収集運搬業(無)	○	○	○	○
千葉県	第 1250002307 号	R 5.08.16	R 8.08.15	収集運搬業(無)	○	○	○	○
群馬県	第 1050002307 号	R 3.11.14	R 8.11.13	収集運搬業(無)	○	○	○	○

### 収集運搬業:運搬車両

運搬車両の種類	最大積載量等	台数
平ボディ車	1.5t・2t・3t	1.5t 1台・2t 1台・3t 1台
箱型専用車	7.7t・11t	7.7t 1台・11t 1台
医療廃棄物専用車	1t・2t	1t 1台・2t 3
普通車	ライトバン	1台
合計		10台

### 収集運搬業:積替保管施設(医療廃棄物専用施設)

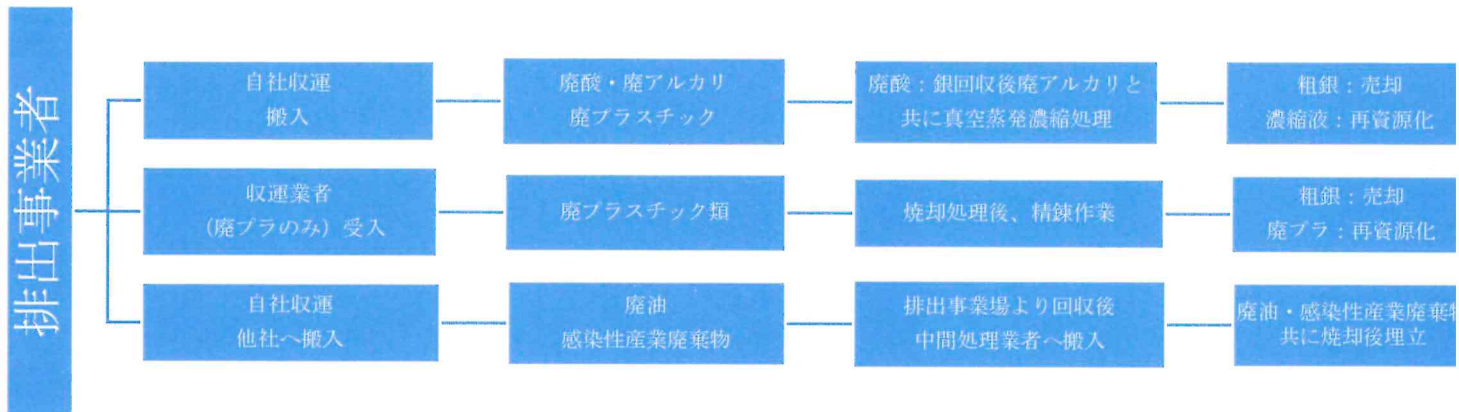
所在地: 本社工場内(冷凍庫完備)

面積: 6.85㎡ 保管上限: 2.65m<sup>3</sup>

### 処分業:処理施設

処理施設の種類	産廃の種類	処理能力(規模)	処理方式	処理工程
焼却設備	廃プラスチック	2t/日	焼却	下図工程図参照
真空蒸発濃縮設備	廃酸・廃アルカリ	4t/日	蒸発濃縮	下図工程図参照

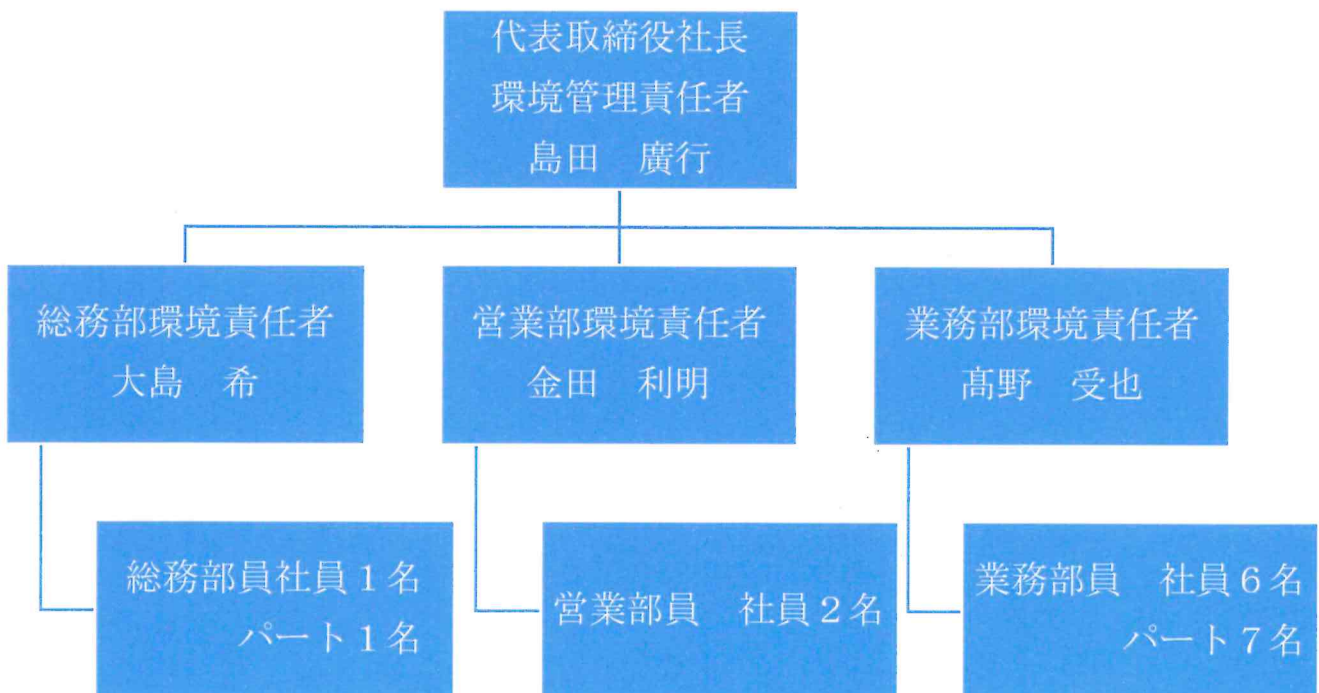
### 処理工程図



## 4 実施体制

関東化学 EMS を推進して行く上での権限及び責任を明確にするため下記に役割・権限・責任図を示す。

### 組織図



## エコアクション21 役割・権限・責任図

	役割・責任・権限
代表者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境管理責任者の任命</li> <li>2. 環境経営方針の制定</li> <li>3. 経営における課題とチャンスの明確化</li> <li>4. 環境経営システムの実施および管理に必要な資源の準備</li> <li>5. 環境経営システムの定期的見直しの実施</li> </ol>
環境管理責任者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境経営システムの確立、実施、維持、継続的改善</li> <li>2. 社長への環境経営システムの実施状況報告</li> <li>3. 推進機関であるEA21EMSの事務局の責任者として事務局運営</li> <li>4. それぞれの業務・役割に応じ、必要な教育訓練を適切に計画・実施する</li> <li>5. 関連法規の取りまとめ表の維持管理、遵守徹底</li> <li>6. 環境関連文書及び記録の作成・整理</li> <li>7. 社内情報の外部公開可否決定</li> <li>8. 環境負荷の自己チェック及び環境への取り組みの自己チェックの実施</li> <li>9. 環境経営目標、環境経営計画書原案の作成</li> <li>10. 環境経営活動の実績集計、環境関連法規等取りまとめ表の作成</li> <li>11. 環境関連法規等取りまとめ表に基づく遵守評価の実施</li> <li>12. 環境関連の外部コミュニケーションの窓口、環境活動レポートの作成</li> </ol>
部門責任者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自部門における環境経営システムの実施、環境経営方針の周知、従業員に対する教育訓練の実施、自部門に関連する環境活動計画の実施及び達成状況の報告</li> <li>2. 自部門に関連する環境経営計画の実施及び達成状況の報告</li> <li>3. 特定された項目の手順書作成及び運用管理</li> <li>4. 自部門の特定された緊急事態への対応のための手順書作成、テスト、訓練を実施、記録の作成</li> <li>5. 自部門の問題点の発見、是正、予防処置の実施</li> </ol>
従業員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境経営方針を理解し、部門の環境経営計画に従って活動する。</li> </ol>



## 5 環境経営計画・環境経営目標及び実績

### 5-1 環境経営計画

環境経営計画	計画基準目標(実績)		年度計画目標(基準年度比)		中期計画目標(前年度比)	
	2020年度		2021年度			2022年度
	通年	運用期間	通年	運用期間		
		2020年9月～		2021年9月～		
2021年8月		2022年8月				
1. 二酸化炭素排出量の削減	(排出量)		5%削減			5%削減
	2,301,845		2,186,752.75			2,077,415.112
	kg-CO <sub>2</sub>		kg-CO <sub>2</sub>			kg-CO <sub>2</sub>
1.1 焼却炉の二酸化炭素排出量の削減	(排出量)		5%削減			5%削減
	2,177,904		2,069,008.8			1,965,558.36
	kg-CO <sub>2</sub>		kg-CO <sub>2</sub>			kg-CO <sub>2</sub>
1.2 電力使用量の削減 <sup>(1)</sup>	(処理量当り)		5%削減			5%削減
	109,844kWh		104,351.8 kWh			99,134.21kWh
	(50,967kg-CO <sub>2</sub> )		(48,419kg-CO <sub>2</sub> )			(45,998 kg-CO <sub>2</sub> )
1.3 自動車等燃料使用量の削減	(処理量当り)		5%削減			5%削減
	20,118.53L		19,112.603L			18,156.972
	(52,798kg-CO <sub>2</sub> )		(50,158kg-CO <sub>2</sub> )			(47,650 kg-CO <sub>2</sub> )
1.4 精錬場のガス使用量の削減	(排出量)		5%削減			5%削減
	6,720.96Kg		6,384.912Kg			6,065.666
	(20,176kg-CO <sub>2</sub> )		(19,167kg-CO <sub>2</sub> )			(18,208 kg-CO <sub>2</sub> )
3. 廃棄物排出量の削減	(一廃排出量)		10%削減			10%削減
	378Kg		340Kg			306Kg
4. 水資源投入量の削減	(水使用量)		10%削減			10%削減
	4,620m <sup>3</sup>		4,158m <sup>3</sup>			3,742m <sup>3</sup>
5. 化学物質使用量の削減	(処理量当り中和剤)		5%削減			5%削減
	343Kg		325Kg			308Kg
6. グリーン購入の拡大	(グリーン化率 <sup>(2)</sup> )		9ポイント増			0ポイント増
	99%		99%			99%
7. 受託した産廃の再資源化等率の向上	(再資源化等率)		1ポイント増			0ポイント増
	100%		100%			100%

(\*)埋め立て処分以外の量を再資源化等として算定

## 5-2 取組の結果と評価

環境経営 計画	取組結果とその評価(2021年9月～2022年8月)			
	環境経営目標	実績	達成	評価及び次年度の取組内容
1. 二酸化炭素排出量の削減	5%削減 (2,186,752.75kg-CO <sub>2</sub> )	31%削減 (1,530,354.83kg-CO <sub>2</sub> )	○	・電力量の削減はできました。しかし自動車使用も、今年度は少なくて済みました。焼却炉のCO <sub>2</sub> は今年度は少なくなりましたので、次年度も引き続き取り組む事にする。
① 焼却炉の二酸化炭素排出量の削減	5%削減 2,069,009 kg-CO <sub>2</sub>	45%削減 1,157,000kg-CO <sub>2</sub>	○	削減はしましたが、コロナ禍で焼却量が少なかった事も考えると、次年度は少し増えるかもしれません。
② 電力使用量削減 ・LED照明への切替 ・装置の不使用时電源OFF	5%削減 104,351.8kWh (48,419kg-CO <sub>2</sub> )	13%削減 91,382kWh (42,401kg-CO <sub>2</sub> )	○	・本年度も、電力使用量は削減できた。 LED照明への切替はまだ行っておらず、今後の課題としたい。
③ 車燃料使用量削減 ・車両点検整備の徹底 ・エコドライブの徹底	5%削減 19,112.603L (1,313kg-CO <sub>2</sub> )	10%削減 17,321L (1,157kg-CO <sub>2</sub> )	○	仕事量増加も、落ち着いたか。しかしながら、次年度も低燃費車への切り替え検討 ・運転者教育の実施をさらに充実して行う。
④ 精錬場のガス使用量の削減	5%削減 6,384.912Kg	21%増加 7,737Kg	×	今年度も増加になった 次年度はバーナー等も含め、削減の検討を重ねる事。
2. 廃棄物排出量削減 ・一廃分別の徹底 ・コピー紙、雑紙のリサイクル	10%削減 340Kg	19%増加 352Kg	×	今年もコロナウイルスの影響により、廃棄をする取引先が多く、その後片付けの為に増加した。 ・コピー紙、雑紙のリサイクルを更に徹底させる
3. 水資源投入量削減 洗車時の節水 ・廃液処理時の節水	10%削減 4,158m <sup>3</sup>	10%増加 4,596m <sup>3</sup>	×	・今年度も焼却炉の修理が少なく、順調に進んだが、水道の使用量が増た為、現在も調査中です。
4. 化学物質使用量削減 ・高効率中和剤への切替 ・代替中和剤の検討	5%削減 325Kg	0 Kg	○	処理廃液量が、かなり減少したために、中和剤の使用量はほぼありませんでした。 ・安価で同等以上の性状の中和剤への切り替え
5. グリーン購入拡大 ・エコマーク品の選定	(グリーン化率) 99%	エコマーク商品の購入率 98%	×	グリーン購入基準の見直しの結果が出た。 対象グリーン商品を更に調査し検討する。
6. 受託した産廃の再資源化率向上	(再資源化率) 100%	(再資源化率) 96%	×	今年度も処理廃液の運搬に使用した廃プラ容器等の再資源化が上手くできませんでした。
○:目標達成、×:目標未達			購入電力の排出係数:0.464kg-CO <sub>2</sub> /kWh	

## 6 当社の取組

### ① 節電教育の強化

当社の節電をより一層進めるために、毎朝の朝礼にて社長からの訓示、その日の各部門においての目標などを決めて節電に積極的に取組む様、日々努力しています。

### ② 再資源化対策

排出事業者(お客様)より回収した廃棄物などで再生可能な物は積極的に再生し、リサイクル業者へ出す。又、分別することにより再生可能な廃棄物は作業時間の合間を見て分別し、それぞれのリサイクル業者へ搬出する。

中には年代物で分別しても再生不可能な物のありますが、その場合は焼却したり、溶かすことによって再生できる素材であれば、それが出来る業者に再生以来する事も検討すること。

### ③ 非常時における訓練

非常事態としてまず思い浮かぶのが火災です。それを未然に防ぐために日頃からの訓練が必要です。

#### 消火訓練の様子



#### 焼却炉の消火



#### 精錬場の消火

## (2) 廃液の漏洩事故

貯留タンクの破損等による漏出を防ぐためにタンクを設置する場所にはかならず柵を用意してその中にタンクを設置しておりますが、万が一の事を考えて日々の破損がないかの点検と漏出した場合の訓練を行っております。

### 漏洩事故防止訓練の様子



廃液タンク設置場所の漏洩防止訓練



放流水の漏洩防止訓練

## (3) 運搬中の事故等について

安全運転管理者による安全運転講習会の開催。日々のエコドライブ10によるエコ運転は結局の所、安全運転となる等の啓蒙

### ④ グリーン購入の推進

当社で必要な備品を洗い出し、積極購入する事を検討し、実行すること。

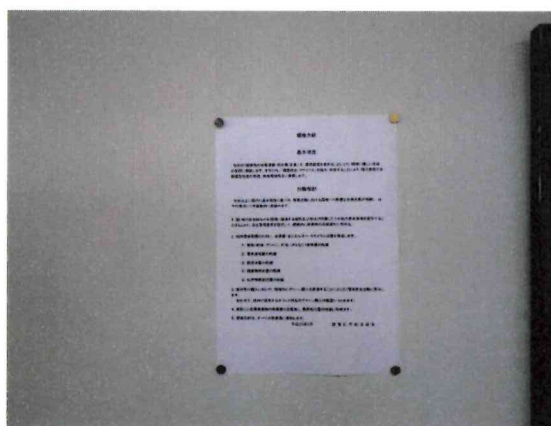
### ⑤ 掲示による周知・啓蒙

環境配慮を遵守するために、工場内の決められた場所に環境目標を掲示します。

又、手洗い場には節水の張り紙や、当社使用トラックにはエコドライブ10のステッカーなどを目につく所に貼って啓蒙に努めます。



環境方針(1F 工場)



環境方針(2F 事務所)



節水のお願いステッカー



エコ安全ドライブ5カ条ステッカー(ダッシュボード)

## 7 環境関連法規取りまとめ一覧及び確認表

区分	環境関連法規等名称	法令条項	法規制等要求事項	当社該当事項	遵守事項等
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (一般廃棄物の処理)	法1 法2/3	排出抑制・適正処理 事業系一般廃棄物の処理	一般廃棄物の 処理委託	町条例に従って排出又は環境省 令で定めるもつぱら物回収業者へ委 託
	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 (産業廃棄物の適正 処理)	規8の1~3	① 保管基準・飛散流出等、防止対 策 ② 保管場所の表示板(60×60cm 以上)	産業廃棄物の 保管(廃プラ スチック)	① 保管場所の囲い、衛生管理 (飛散、流出、地下浸透等防 止) ② 表示板の設置
		法12/6~7	① 収集運搬・処分業者と産業廃 棄物処理委託基準及び特別管 理産業廃棄物委託基準に従っ て二者間委託契約	産業廃棄物の 処理委託	① 許可を受けた収集運搬・中間 処理 理事業者との委託契約締結。契約 書は契約終了後5年間保管。

廃棄物		令6/2.4  法25～34	契約書記載事項:種類、数量、性状、荷姿最終処分地、金額など  罰則		委託事業者の事業区分、品目、取扱他県等の許可、許可期限等の許可条件確認(許可証の写し添付)  ② 記載事項確認、また定期的確認
		法14の4  令6の1 口	特別管理産業廃棄物を収集運搬する場合は該当する都道府県知事の許可を受ける。  水銀含有産業廃棄物の適正処理	廃油類、廃酸、廃アルカリ、感染性廃棄物等の取扱	特別管理産業廃棄物管理責任者(有資格者)の設置  水銀含有産業廃棄物は取扱わない
		法12/3 規8/20～38	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付:種類ごと、運搬先ごと、運搬車ごと	廃棄物処理におけるマニフェスト伝票の発行	マニフェストは次のように交付 種類ごと、運搬先ごと、運搬車ごと 種類・数量・性状・運搬処分名・最終処分地記載
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	令 6.5 6.6	特別管理産業廃棄物の積替えを行う場合には、第三条第一号へ(2)及び(3)並びに第四条の二第一号ト(1)から(3)までの規定の例によること	感染性廃棄物の保管	特別管理産業廃棄物管理責任者(有資格者)設置(変更)届出
資源循環(リサイクル)	使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	法8	自社使用済み自動車をリサイクル法に基づいて処分	自社自動車の廃棄	自社使用済み自動車をリサイクル処分
化学物質	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	法5  法24	第一種指定化学物質等取扱事業者の取扱量の把握・届出  罰則	焼却炉におけるダイオキシン類	毎年6月30日までに前年度の第一種指定化学物質の排出量を都道府県知事経由で国に届出
消防	消防法(危険物関連)	法13  法13/23	危険物取扱者以外の者は、危険物取扱者が立ち会わなければ、危険物を取扱ってはならない。  危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならない。	廃液中和装置 次亜塩素酸・硫酸・苛性ソーダ	危険物取扱者が取り扱う  講習を受講
水質汚濁	下水道法	法12/9  法12/3～11	事故時の措置(油を含む水の流出)  特定施設の設置等の届出及び報告	廃液処理施設	応急処置・事故時の状況及び措置概要を下水道事業管理者に届出届出と事故時の速やかな報告

	水質汚濁防止法	法5 法5/2, 3 法12/4  法14/5 法14の2 法30~35	特定施設の届出 有害物質使用特定施設の届出 有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の 遵守義務 有害物質使用特定施設等の点検・記録 事故時の対応 罰則	廃液処理施設	排出量の届出 有害物質使用量の届出 地下浸透の防止等  点検簿への記入及び記録の保管 市町村下水道管理者への通報
大気汚染	大気汚染防止法	法3~17/2  法33~37	焼却炉から排出される煙の抑制、ダイオキシン類濃度の規定値以下であることの証明。 罰則	焼却施設	年2回のばいじん測定を行い、その結果を監督官庁に報告する。
大気汚染	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 (自動車 NOx・PM 法)	法6  法12  法49~52	対象地域首都圏：東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県 対象自動車 対象地域内に使用の本拠がある車両 ディーゼル乗用車 「自動車 NOx・PM 法適合車」の認定 罰則	保有トラック	排ガス基準適合車の使用 対象自動車 18台  認定台数 10台
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	法16・17・18 法103~109	特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に係る措置 罰則	事務所内 医療廃棄保管用冷蔵庫 保有トラック	事務所内のパッケージエアコンや冷蔵庫機、保有トラックのエアコン等から代替フロンの漏えいがないかの定期的な目視による確認
	ダイオキシン類対策特別措置法	法4 法8 法24 法44~49	事業者の責務 排出基準 焼却炉に係るばいじん等 罰則	焼却炉から排出されるダイオキシン類	排出基準の遵守、年2回のばいじん測定の実施及びその結果の監督官庁への報告
	悪臭防止法	法14 法24~30	国民の責務 罰則	廃液処理時	工場内・外において、悪臭を防止する。
業務遂行	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	法3  法15/2~19	公害防止統括者の選任 罰則	工場内	講習を受けた公害防止責任者を任命し 工場内の公害防止に努めてもらう
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律	法4  法46~49	分別・再利用の徹底 罰則	廃棄レントゲン写真を入れてある紙袋類	フィルムと紙袋類とに分別後、紙袋類は再利用
訓練	消防法	法4	火災の予防	工場内	年1回の予防訓練の実施

	労働安全衛生法	法20・22・23 法59 法115～123	労働環境の確保 雇い入れ時の教育・訓練 罰則	工場内作業 業務上の作業 時	作業場・使用車両とうの点検・整備 年1回の教育・訓練
<p>環境関連法規等の遵守状況を確認し評価した結果、環境関連法規等への違反・訴訟はありませんでした。なお、関係当局よりの違反等の指摘は過去3年間ありません。</p>					

## 8 代表者による全体評価と見直しの結果（見直し実施日：2022年9月20日）

### (1)全体評価

エコアクション21を構築し、9年が経過しました。決算月となり目標の達成状況、計画の実施状況及び法規等の遵守状況を見る限り、十分とは言えないものの昨年に比べ、主要な環境活動は概ね実施できた。本年も未曾有の事態が続き、達成できなかった物もありました。本年の達成できなかった項目は、各部門においてどの部分がだめだったのかをよく話し合っ、より一層の削減を目指して下さい。

### (2)見直しの結果

- 1 二酸化炭素の排出では、全体的に二酸化炭素の排出量は少なくなってきました。しかし、精錬場のガス使用量は増えておりますので、この原因を把握し、次年度に向けて焼却量や燃料使用等の削減を検討して下さい。
- 2 今年度の一廃排出量は、未曾有の事態により定量把握ができにくい状況となっているようです。次年度もまだ続くと思われますので、把握・削減を検討して下さい。
- 3 水使用量の削減は今年度も目標を達成することが出来ませんでした。しかし、未達成の原因は、概ね解っていると思いますので、雨水や溜め水を使用するなどの課題を決めて安定的に目標を達成する様、努力しましょう。
- 4 グリーン購入の拡大は目標は達成した。しかしながら受託した産廃の再資源化率向上については、分別や、どうしても処理をしなければならない物(廃液処分後のポリ容器等)などがあり、今年度も目標を達成する事が出来ませんでした。来年度は、引き続きポリ容器のリサイクル等もふまえて処分のあり方について考えて行きたいと思います。
- 5 システム構築に際し、該当法規等の調査検討に注力したせいか適用事項が明確になり、取り組むべき対象が具体的に把握できるようになった。とりわけ近隣からの苦情が想定される焼却炉のダイオキシン類対策に対しては、年2回の自主計測のほかにも万全を期すこととする。そして今後とも新たな法規制情報の収集に努める。
- 6 来年度は各部門において取り組むべき新たな環境配慮の課題を決めてそれを実践して行くこと。その際には、当社で掲げている環境経営目標をかならず盛り込んで目標を設定する事。